

# 青森県無人航空機空中散布等実施要領

平成16年	7月	8日	制 定
平成18年	9月	20日	一部改正
平成23年	3月	24日	一部改正
平成24年	5月	8日	一部改正
平成26年	3月	20日	一部改正
平成27年	9月	17日	一部改正
平成28年	3月	30日	一部改正
平成29年	3月	23日	一部改正

## 第1 趣 旨

本県における無人航空機による空中散布等の実施に関しては、無人航空機の安全運航等を図るため、空中散布等における無人航空機利用技術指導指針（平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知）、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱い」の制定及び留意すべき事項について（平成27年12月3日付け27消安第4546号、国空航第734号、国空機第1007号消費・安全局長、国土交通省航空局長連名通知）、農林水産航空事業実施ガイドライン（平成16年4月20日付け16消安第484号消費・安全局長通知）のほか、この要領の定めるところによるものとする。

## 第2 定 義

この要領において、各用語の定義は、次に定めるところによる。

- 1 無人航空機  
航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に定める「無人航空機」
- 2 空中散布等  
無人航空機を用いて行う空中からの農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査
- 3 組織  
市町村、農業者の組織する団体、防除業者等、空中散布等を組織的に実施し得るもの

## 第3 空中散布等実施計画の作成

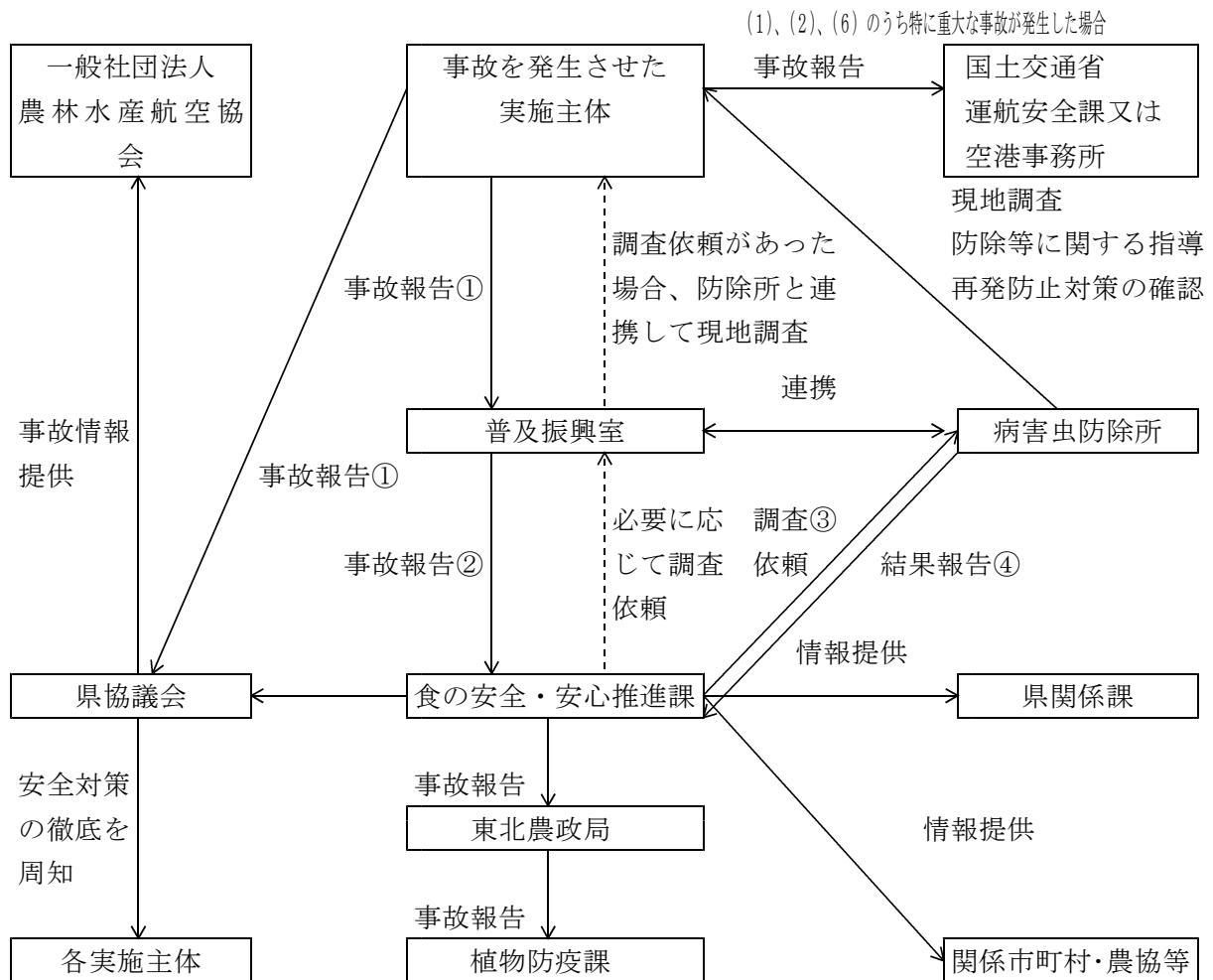
- 1 空中散布等を行う組織及び個人（以下「実施主体」という。）は、空中散布等の実施に当たって、実施場所、実施予定月日、作物名等について記載した事業計画書（別記様式1）を作成し、空中散布等を実施する月の前月20日までに、青森県産業用無人ヘリコプター協議会（以下「県協議会」という。）に提出するものとする。
- 2 県協議会は、事業計画書を取りまとめ、散布開始5日前までに全ての実施主体及び青森県農林水産部食の安全・安心推進課（以下「食の安全・安心推進課」という。）に送付するものとする。
- 3 食の安全・安心推進課は、送付された事業計画を青森県農林水産部畜産課、各地域県民局地域農林水産部と情報共有するものとする。
- 4 実施主体は、一覧表に基づき、近隣で行われる空中散布等に十分留意するとともに、電波障害の回避等のために必要な調整を行うものとする。

#### 第4 空中散布等実績報告書の提出

- 1 実施主体は、空中散布等を実施した場合は、速やかに実施場所、実施月日、作物名等について記載した事業報告書（別記様式2）を作成し、県協議会に提出するものとする。
- 2 県協議会は、実施主体から提出された空中散布等実績報告書を取りまとめ、翌年1月中旬までに食の安全・安心推進課に提出するものとする。

#### 第5 事故発生の報告及び対応

##### 【事故発生の報告、対応図】



##### 1 事故報告の範囲

###### (1) 人身事故

人の死亡、負傷等（操作中のオペレーターの転倒等の軽微な自損事故を除く。）

###### (2) 重大な物損事故

家屋、倉庫等の建物の損壊又は延焼

###### (3) 物損事故

架線、電柱、立木等への接触事故（機体の横転等の軽微な機体の損傷事故を除く。）

###### (4) 墜落事故

操作中の水田、道路等への墜落による自損事故

(5) 農薬事故

操作中のドリフト、農薬流出等の農薬事故

(6) その他

学校、病院等の公共施設の敷地内への不時着事例、操作中の機体が行方不明になった事例等、社会的影響等を勘案して対応が必要と考えられる事例

2 事故発生への報告、対応

(1) 事故を発生させた実施主体

ア 第1報

実施主体は、無人航空機による空中散布時に伴う事故が発生した場合は、事故報告書（別紙様式3）を作成し、所管する各地域県民局地域農林水産部農業普及振興室（以下「普及振興室」という。）及び県協議会へ事故発生後直ちに第1報（事故の概要、初動対応等）を報告する。

なお、実施主体は、1の(1)、(2)、(6)のいずれかに該当するような特に重大な事故が発生した場合は直ちに国土交通省運航安全課又は空港事務所（表1）にも事故報告書を提出する。

イ 第2報、最終報

普及振興室及び県協議会に、事故発生から1週間以内に第2報（事故の詳細、被害状況、事故原因等）を、事故発生から1ヶ月以内に最終報（再発防止策の策定）を報告する。

(2) 普及振興室

ア 第1報の情報

(ア) 第1報の内容を確認し、食の安全・安心推進課へ報告する。

(イ) 食の安全・安心推進課から現地調査への協力依頼があった場合、病虫害防除所と連携し、現地調査を行う。

イ 第2報、最終報

第2報、最終報の内容を確認し、食の安全・安心推進課へ報告する。

(3) 食の安全・安心推進課

ア 第1報の情報

(ア) 病虫害防除所に事故情報を提供し、現地調査を依頼する。

(イ) 必要に応じて普及振興室に現地調査への協力を依頼する。

(ウ) 東北農政局に事故情報を報告し、県協議会に事故発生の情報提供を行う。

(エ) 県関係課、関係市町村・農業協同組合等に情報提供を行う。

イ 第2報、最終報の情報

第2報、最終報の内容を確認し、東北農政局に報告するとともに、病虫害防除所、県関係課、関係市町村・農業協同組合等に情報提供を行う。

(4) 病虫害防除所

ア 第1報の情報

(ア) 第1報の情報受理後、現地調査を行い、食の安全・安心推進課に調査結果を報告する。

(イ) 実施主体に対し、防除及び農薬の適正使用に関する指導を行う。

イ 第2報、最終報の情報

最終報受理後、事故再発防止対策が実施されているか実施主体に対する確認を行い、確認内容を食の安全・安心推進課に報告する。

(5) 県協議会

第1報、第2報、最終報の情報受理後、一般社団法人農林水産航空協会に事故情報を提供し、各実施主体に対して、安全対策の徹底を周知する。

3 事故発生後の研修

事故を発生させたオペレーターは、事故後速やかに一般社団法人農林水産航空協会から事故再発防止に係る研修を受けることとする。

表1 空港事務所の連絡先

官署	住所・連絡先	電話	FAX
三沢空港事務所	三沢市大字三沢字下夕沢83-197 航空管制運航情報官 e-mail: cab-misawaunjo@mlit. go. jp	0176-53-2463	0176-52-6348
仙台空港事務所	宮城県名取市下増田字南原 航空管制運航情報官 e-mail: cab-sendaijohou@mlit. go. jp	022-383-1301	022-383-1861

表2 関係機関の連絡先

機関名	住所	電話	FAX
青森県農林水産部食の安全・安心推進課	青森市長島1-1-1	017-734-9353	017-734-8086
青森県病害虫防除所	青森市第二問屋町4-11-6	017-729-1717	017-729-1900
東青地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	青森市長島2-10-3	017-734-9965	017-734-8305
中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	弘前市蔵主町4	0172-33-2903	0172-34-4390
〃 黒石分室	黒石市緑ヶ丘95	0172-52-4335	0172-53-4114
三八地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	八戸市尻内町字鴨田7	0178-27-4444	0178-27-3323
〃 三戸分室	三戸町同心町字同心町平54-7	0179-23-3264	0179-23-3274
西北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	五所川原市栄町10	0173-35-2345	0173-33-1345
〃 つがる分室	つがる市木造桜木9-1	0173-42-2222	0173-42-2272
上北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	十和田市西十二番町20-12	0176-23-4281	0176-25-7242
〃 三沢分室	三沢市東岡三沢1-1-7	0176-53-2498	0176-53-8539
下北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	むつ市中央1-1-8	0175-22-2685	0175-23-5887
青森県産業用無人ヘリコプター協議会 (公益社団法人青森県植物防疫協会内)	青森市本町5-5-21	017-775-1164	017-775-1134

第6 その他

その他、空中散布等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。